

（１）標準処理期間について

スマートメーターへの計器取替が必要な場合は、取替工事や一般送配電事業者の手続きに要する標準的な日数（以下、「標準処理期間」といいます。）を以下のとおり定めているため、標準処理期間を確保した接続供給開始年月日にてお申込みいただく必要があります。

託送申込種別	標準処理期間
スイッチング	マッチング日＋８営業日＋２暦日
再点	申込受付日＋８営業日＋２暦日

（２）スマートメーターへの取替工事要否の確認について

スマートメーターへの取替工事要否については、供給地点と同一住所の供給地点の設備情報照会画面の計器情報を確認してください。

計器情報が「３０分値収集不可」となっている場合、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合があります。

なお、計器情報が「３０分値収集可 自動検針不可」の場合についても、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合があります。

（3）スイッチング可能期間とマッチング期限日の関係について

スマートメーターへの取替が必要なケースにおいて、新小売電気事業者が4／1に標準処理期間（マッチング日＋8営業日＋2暦日）を確保した次回定例検針日の4／20を「スイッチング希望日」として「スイッチング開始申込」をスイッチング支援システムへ入力した場合の「マッチング期限日」の考え方は以下の通りとなります。

〔マッチング期限日の考え方〕

「スイッチング希望日」を起算日として、標準処理期間（マッチング日＋8営業日＋2暦日）を遡った4／6が「マッチング期限日」となり、現(旧)小売電気事業者が「スイッチング廃止申込」を行える期間は、4／1～4／6の間となります。

「スイッチング廃止申込」を4／1～4／6の間の期間中に行なわなかった場合は「マッチング不成立」となります。

4月																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 次回検針日
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
○																			
スイッチング 希望日選択可 能期間起算日			1 営業日	2 営業日	3 営業日	4 営業日	5 営業日			6 営業日	7 営業日	8 営業日	1暦日	2暦日					△
					☆	-8 営業日	-7 営業日			-6 営業日	-5 営業日	-4 営業日	-3 営業日	-2 営業日			-1 営業日	-1 暦日	△ -2 暦日

凡 例	○	: スイッチング開始申込日	☆	: マッチング期限日
	△	: スイッチング希望日		: スイッチング廃止・開始申込 可能期間
		: スイッチング希望日選択可能期間		

「スイッチング廃止申込」が「スイッチング開始申込」に先行した場合においても、同様の扱いとなります。